

令和6（2024）年度北海道社会教育セミナー  
基礎講座 講義・鼎談 多様な学びの在り方  
～夜間中学の現場から～

「社会教育における学びとは」

北海道文教大学 人間科学部 地域未来学科 吉岡亜希子

2024年5月31日（金）

於：かでの2・7

# 「社会教育における学びとは」

- 1, <住民の学ぶ権利を保障する>とはどういうことなのか??  
～憲法、学習権宣言、社会教育法、多様な学びの機会確保法から
- 2, <社会教育における学び>と社会教育行政職員に求められる力
- 3, 「北海道社会教育委員の会議」で話し合ったこと

# 1, <住民の学ぶ権利を保障する>とはどういうことなのか??

～憲法、学習権宣言、社会教育法、多様な学びの機会確保法から

■憲法：第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

■学習権宣言：1985年3月29日 第4回ユネスコ国際成人教育会議

- 学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。
- 学習権とは、
- 読み書きの権利であり、
- 問い続け、深く考える権利であり、
- 想像し、創造する権利であり、
- 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
- あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
- 個人的・集団的力量を発達させる権利である。

■ **社会教育法**：学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

■ **多様な学びの機会確保法**：平成二十八年 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
（学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等  
（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 2, <社会教育における学び>と社会教育行政職員に求められる力

社会教育における“学び”  
学校教育とは何が違うのだろうか??



職員の仕事とは？

毎年行っている「講座」「事業」の実施、施設の管理・貸し出し等々  
上記に加え、○○○○○○○○が求められる



全ての住民の多様な教育ニーズを掘り起こす、アンテナを張る  
人と人をつなぎ、個人的力量はもとより集団的力量が発達することを支える

# 3, 「北海道社会教育委員の会議」で話し合ったこと

今期のテーマ「北海道の社会教育施設が果たすべき役割～全ての人の可能性を引き出し、ウェルビーイングを実現する生涯学習・社会教育～」



## 【話し合ったこと】

- ・ 障がい者の生涯学習・・・国立市公民館の事例等に学ぶ
- ・ デジタルデバイド（情報格差）・・・恵庭市島松公民館の事例等に学ぶ
- ・ 教育を受ける権利～不登校の子どもたち、義務教育未修了者（シニア世代）の学びをどのように保障することができるのか➡工藤慶一さんの講義へ

全ての人の可能性を引き出す生涯学習・社会教育を通じた  
真の意味での共生社会の実現へ